

令和 8 年度 下松商工会議所創業後の家賃補助金事業実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、下松商工会議所（以下「商工会議所」）が下松市内における創業者の事業の発展を図るため、市内にある店舗等で創業し、引き続き市内で店舗等を賃借し一定年数事業を営む事業者に対して予算の範囲内において実施する、下松商工会議所創業後の家賃補助金事業に係る補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 創業とは、次のいずれかに該当する行為をいう。なお、個人における創業日は個人事業の開業・廃業等届出書（所得税法 299 条）に基づく開業日、法人における創業日は商業登記に基づく設立日とする。

ア 事業を営んでいない個人が新たに個人事業を開始した場合

イ 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、この会社が事業を開始した場合

(2) 店舗等とは、事業を実施する本拠となる店舗又は事務所をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金交付の対象者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

(1) 市内にある店舗等を賃借して創業し申請日において引き続き同店舗等を賃借して事業を営んでいる、又は現在とは異なる市内にある店舗等を賃借して創業し、その後創業時と異なる市内にある店舗等を賃借し、申請日において引き続き同店舗等を賃借して事業を営んでいること。

(2) 創業日が平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日であること。

(3) 個人事業者は、直近の確定申告書について、第一表における「収入金額等」欄の「事業」欄に記載されている金額が、「給与」欄及び「雑」欄に記載されている額と比較して最も多いこと。

(4) 店舗等の賃貸人が次のいずれにも該当しないこと。

ア 個人事業主の申請において、申請者の配偶者若しくは同一世帯に属する者又は三親等の血族若しくは姻族である者

イ 法人の申請において、同社役員若しくは従業員又は関係会社、その関係会社役員若しくは従業員である者

ウ 法人の申請において、同社役員の配偶者若しくは同一世帯に属する者又は三親等の血族若しくは姻族である者

(5) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者又は下松商工会議所会員であること。ただし、常時従事する者を必要としないコインランドリーやコインパーキングなどの事業は、対象外とする。

(6) 許認可等を要する業種である場合は、当該許認可等を得ていること。

(7) 今後も市内にある店舗等を本拠とし事業を継続する意思があること。

(8) 下松市暴力団排除条例（平成23年下松市条例第16号）第2条に規定する暴力団等ではないこと又は暴力団等の反社会的勢力との関係を有する者でないこと。

(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業等を行う者でないこと。

(10) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと。

(11) 市税の滞納がないこと。

(12) 過去に本補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、申請者自ら賃貸借契約を行う物件に係る令和7年4月分から令和8年3月分について支払い実績のある賃料とする。ただし、賃貸物件が住宅を兼ねる場合は、対象外とする。

2 補助対象経費の賃料に、敷金、礼金、駐車場費、共益費、管理費及び手数料を含めない。

3 補助対象経費について、国、県、市及びその他の団体が実施する補助金等を受給している場合は、対象外とする。

（補助金の額）

第5条 1月あたり一律1万円の補助とし、1者あたりの補助額は12万円とする。ただし、1月あたりの賃料が1万円未満の場合は、その額を1月あたりの補助とし補助額を算出する。

2 申請時において賃料が未払となっている月については、その月額を補助額から減額する。

（補助件数）

第6条 補助件数は5件とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、下松商工会議所創業後の家賃補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて令和8年11月20日までに下松商工会議所に提出しなければならない。

(1) 個人事業者及び法人事業者が必要な書類

ア 令和7年4月分から令和8年3月分家賃の支払いが証明できる書類

イ 店舗等の賃貸借契約書の写し

(2) 個人事業者が必要な書類

ア 令和7年分の所得税確定申告書

イ 税務署の收受印のある、又は受信通知を添付した開業届出書控え

ウ 青色申告者において、「イ」に該当する書類が無い場合は、開業年の青色申告決算書及び所得税確定申告書

エ 白色申告者において、「イ」に該当する書類が無い場合は、開業年の売上台帳及び所得税確定申告書

(3) 法人事業者が必要な書類

ア 直近の法人税確定申告書別表 1

イ 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書

(4) その他商工会議所が必要と認める書類

(交付の決定等)

第8条 商工会議所は、前条の規定により交付の申請があったときは、申請のあった順に速やかにその内容を審査し、補助金の交付の要件を満たしていると認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 商工会議所は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、その旨を下松商工会議所創業後の家賃補助金交付決定兼交付額確定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 商工会議所は、補助金の交付の要件を満たしていないと認めたときは、その旨を下松商工会議所創業後の家賃補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

4 商工会議所は、交付決定者数が5件に達した場合は、申請を受け付けない。

(補助金の交付)

第9条 商工会議所は、前条に規定する補助金の交付額が確定したときは、当該補助金を指定の口座に払い込む。

(決定の取り消し等)

第10条 商工会議所は、補助金の交付を受けることができない者が交付申請書に虚偽の記載をして提出し、補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 商工会議所は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、当該補助金の交付を受けた者に対し、下松商工会議所創業後の家賃補助金取消決定通知書（様式第4号）により通知し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な条項は、下松商工会議所が別に定める。

附則

(施行日)

1 この要領は、令和8年9月8日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。